

整のためのメカニズムのあり方などの課題も明らかとなった。

これらの課題を踏まえ、13（平成25）年12月に策定した南海トラフ巨大地震の対処計画などに日米共同対処要領が記載されるとともに、南海トラフ地震発生時における自衛隊、在日米軍、関係省庁、関係地方公共団体などとの連携による震災対処能力の維持・向上などを目的とする日米共同

統合防災演習の実績を重ねている。

また、平成28年（2016年）熊本地震においては、米海兵隊オスプレイ（MV-22）による生活物資の輸送やC-130輸送機による自衛隊員の輸送などの協力が行われ、その際、地震対応のために組織された統合任務部隊が現地に開設した日米共同調整所を含め、同盟調整メカニズムが活用された。

第3節 幅広い分野における協力の強化・拡大

1 望ましい安全保障環境の創出

新防衛大綱は、自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することを含め、望ましい安全保障環境を創出するため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンスを高めることも勘案しつつ、日米共同の活動を実施することとしている。

1 海洋安全保障

日米両国は、ともに海洋国家として、航行の自由や安全の確保、国際法に則った紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に努めている。

例えば、海賊対処における第151連合任務部隊（CTF151）や18（平成30）年7月のわが国主催「拡散に対する安全保障構想（PSI）」海上阻止訓練（パシフィック・シールド18）に参加している。

また、シーレーン沿岸国をはじめとした多国間での海洋分野などにおける能力構築支援においても密接に連携して取り組んでいる。

Q参照 Ⅲ部1章2節1項3（海洋安全保障の確保に向けた取組）
Ⅲ部3章2節（海洋安全保障の確保）
Ⅲ部3章4節2項（大量破壊兵器の不拡散などのための国際的な取組）

2 人道支援・災害救援

自衛隊は、旧テロ対策特措法に基づく活動、フィリピンやハイチにおける国際緊急援助活動及

び国際平和協力活動、並びにソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動において、米国をはじめとする参加各国と緊密に協力して活動を行ってきた。

13（平成25）年11月に発生したフィリピンにおける台風被害に際しては、現地の多国間調整所において日米両国が連携して調整にあたるなど、緊密に連携して対処した。さらに、エボラ出血熱への対応に際しては、14（平成26）年10月から米アフリカ軍司令部に連絡官を派遣し、米国をはじめとする関係国との調整・情報収集にあたらせるなど、緊密な連携に努めた。

3 三か国及び多国間での訓練・演習

日米両国は、三か国及び多国間の安全保障及び防衛協力を推進し及び強化することとしており、自衛隊は、日米二国間による訓練・演習にとどまらず、日米豪、日米印や日米韓などの三か国及び多国間での共同訓練にも参加している。



多国間共同訓練（レッド・フラッグ・アラスカ）に参加した日米シンガポール三か国の航空機及び人員（18（平成30）年6月）

2 能力発揮のための取組

新防衛大綱は、日米共同の活動にあたり、日米がその能力を十分に発揮するため、装備、技術、施設、情報協力・情報保全などに関し、協力を強化・拡大することとしている。

1 防衛装備・技術協力

わが国は、日米安保条約や「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づく相互協力の原則を踏まえ、技術基盤・産業基盤の維持に留意しつつ、米国との装備・技術面での協力を積極的に進めることとしている。

わが国は、日米の技術協力体制の進展と技術水準の向上といった状況を踏まえ、米国に対しては武器輸出三原則などによらず武器技術を供与することとし、1983（昭和58）年、「対米武器技術供与取極」¹を締結、06（平成18）年には、これに代わる「対米武器・武器技術供与取極」²を締結した。こうした枠組みのもと、弾道ミサイル防衛共同技術研究に関連する武器技術など20件の武器・武器技術の対米供与を決定している。また、日米両国は、日米装備・技術定期協議（S&TF）Systems and Technology Forumなどで協議を行い、合意された具体的なプロジェクトについて共同研究開発などを行っている。

さらに、16（平成28）年6月の日米防衛相会談において、両閣僚の間で、「相互の防衛調達に関する覚書（RDP MOU）」³が署名された。これは、日米の防衛当局による装備品の調達に関して、相互主義に基づく措置（相手国企業への応札に必要な情報の提供、提出した企業情報の保全、相手国企業に対する参入規制の免除など）を促進するものである。

普天間飛行場に配備されている米海兵隊MV-22（24機）と陸自V-22オスプレイとの共通

整備基盤やアジア太平洋地域におけるF-35戦闘機の整備拠点（リージョナル・デポ）に関する取組については、IV部2章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）のとおりである。

Q 参照 資料28（日米共同研究・開発プロジェクト）
IV部2章5節2項（米国との防衛装備・技術協力関係の深化）

2 共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同での訓練・演習の多様性・効率性を高め、ISR活動の範囲や活動量を増やすこととなる。特に沖縄における自衛隊施設は、那覇基地などに限られており、その大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時における県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。例えば、08（平成20）年3月から陸自がキャンプ・ハンセンを訓練のために使用している。また、12（平成24）年4月の空自航空総隊司令部の横田移転や13（平成25）年3月の陸自中央即応集団司令部（当時）の座間移転なども行った。また、グアム及び北マリアナ諸島連邦（テニアン島及びパガン島）に、自衛隊及び米軍が共同使用する訓練場を整備することとしている。

Q 参照 IV部3章2項（情報機能の強化に向けた取組）

1 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器技術の供与に関する交換公文
2 正式名称：日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づくアメリカ合衆国に対する武器及び武器技術の供与に関する交換公文
3 正式名称：相互の防衛調達に関するアメリカ合衆国国防省と日本国防衛省との間の覚書（Memorandum of Understanding between the Department of Defense of the United States of America and the Ministry of Defense of Japan concerning Reciprocal Defense Procurement）